

第8回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和6年2月9日

## 第8回農業委員会（総会）

令和6年2月9日  
午後1時30分から  
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第4号  
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 3 議 第6号  
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 4件
- 第 4 議 第7号  
農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認を  
することについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 5 議 第8号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3件
- 第 6 議 第9号  
草津市農地利用最適化推進委員選任の手続き等に関する規定の改定につき、  
議決を求めることについて … 1件  
提案説明、案件に対する質疑、採決
- 第 7 議 第10号  
農用地利用集積計画（案）の決定につき、意見聴取することについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
10 番	田中 廣之	11 番	中島 健一	13 番	奥村 次一
14 番	堀 裕子				

### ・会議に欠席した委員

12 番 木下 弥生

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春	10 番	一浦 秀樹

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
------	-------	----	-------	----	------

### 農林水産課

主任	島田 拓実		山元 一子
----	-------	--	-------

事務局長       では、定刻となりましたので、只今から第8回草津市農業委員会総会を開催します。

                  感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。

                  そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

                  本日、議席番号12番 木下弥生委員が欠席されております。

                  また、議席番号13番 奥村次一委員が遅れて出席されます。現時点で出席委員は14名中12名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告します。

                  また、本日は傍聴の方はおられません。

                  なお、議案説明については、個人情報に関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長       では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

                  私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

                  (農業委員会憲章の唱和)

事務局長       ありがとうございました。それでは、中瀬会長よろしく願いいたします。

会長           (会長挨拶)

会長           ただいまから、第8回 草津市農業委員会総会を開会します。

                  本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りであります。

                  先月に続き、議事にかかる図面確認は、タブレット端末の併用をお願いします。当面、会議途中であっても、端末操作が不安な場合は、お気遣いなく、お声がけください。

会長           それでは、これより日程に入ります。

                  日程第1会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番 我孫子利和委員、議席番号14番 堀裕子委員以上の両人を指名いたします。

会長           次に、日程第2報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と

説明を願います。

事務局 報告第4号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、2ページでございます。

番号1番は、甲賀市に事業所を有する建設業を営む譲受人が工事現場の休憩所及び資材置場として、譲渡人が所有する東草津二丁目地先の地目田、現況雑種地1筆224㎡を賃貸借にて借受け、一時転用されようとするものです。

届出地は、長らく耕作されておらず、雑種地然としており、現況のまま、土地利用を図られるため、新たな造成工事等はありません。

雨水排水は基本浸透式とされ、余剰水は南側道路側溝および北側水路に放流される予定です。

隣接地は、道路・水路・田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は1月5日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、願います。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第4号を終わります。

会長 次に、日程第3議第6号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第6号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、4件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、木川町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、木川町地先の田2筆計3,901㎡を贈与にて取得されようとするものです。

申請人の関係は親子であり、農業継承を円滑に行えるように、今回、贈与にて申請なされました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長から同意を得ており、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号2番は、下笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下笠町地先の田1筆500㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は申請地南側の田を所有しており、申請地を一体的に耕作が可能であることから、譲渡人に売買の話を持ち掛けたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号3番は、下寺町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下寺町地先の田1筆2,996㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、昨年まで賃借権が設定されていましたが、賃借人が高齢の為耕作ができなくなり、解除手続きなされ、返却されました。

譲渡人は、令和4年11月に申請地を相続なされましたが耕作をする意向がなく、困っており、地域の担い手である譲受人に相談したところ、売買の話がまとまったため、本申請がなされました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております

番号4番は、志那中町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、志那中町地先の田1筆1,071㎡を贈与にて取得されようとするものです。

申請地は、かねてより譲受人が耕作されており、今後も引き続き営農を行うことから、親族である譲渡人から贈与にて、所有権移転をされることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております

以上、許可申請4件につきまして、添付書類等を確認いたしました。不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号5番委員をお願いします。

5番 現地確認いたしました。事務局から説明がありましたとおりであります。何の問題もないと考えます。よろしく願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番 8番推進委員さんと現地確認をいたしました。事務局からの説明のとおりでございます。何の問題もないと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

会長 番号3番と4番の案件につきましては、議席番号9番委員をお願いします。

9番 3番4番案件について現地確認をいたしました。何の問題もございません。事務局からの説明のとおりです。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。

ただいま議題となっております議第6号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第6号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可することについて」番号1番から4番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次、日程第4議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第7号農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて説明させていただきます。

この申請は、農地転用許可後に当初の転用目的を達成することが困難となった場合、その事業計画を変更する場合の申請です。

今月の申請は、1件です。議案書は、4ページです。

番号1番について説明いたします。

この申請は、この後説明する、議題8号、番号2番と関連する案件です。

番号1番は、矢橋町で病院を経営する、社会医療法人である申請人が、令和5年9月19日に農地転用許可を取得した矢橋町地先での露天駐車場造成計画にて、区画の変更があったため事業計画変更を行われました。

申請人は、この後、議第8号番号2で説明する、露天駐車場の計画と、本申請地を一体的な区画として利用されることから、当初の計画と駐車場の配置計画が変更となります。

配置計画の変更のみであり、本申請は問題ないものと判断しております。

以上添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5議第8号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第8号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、3件でございます。議案書は、5ページです。

番号1番は、青地町に住所を有する借受人が専用住宅の建築を目的として、賃貸人の所有する青地町地先の田1筆344㎡を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

申請人の関係は親子です。

申請人は、両親と子供と6名で申請地近傍の実家にて居住されておりますが、手狭であることから、父親が所有している申請地に住宅を建設するべく本申請をなされました。

申請地は、東側の道路高に合わせるよう、約60cm程度の盛土を行われます。

敷地の北、南、西側は土留め工として擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、東側に新設する雨水枡へ放流し、東側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・道路であり、農地の所有者からは、隣地同意を得られております。

農地区分についてですが、当該農地は、農業振興地域の白地であり申請地からおおむね500m以内に志津小学校、笠志津幼稚園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当し

ないことから許可相当と考えます。

番号2番は、議第7号番号1番と関連する案件です

本案件は、矢橋町で病院を経営する、社会医療法人である譲受人が、露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する矢橋町地先の田2筆計2,633㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人たる、社会医療法人は、申請地の隣接地で、急性期医療を担う、許可病床数420床の病院と、慢性期、地域医療を担う、許可病床数199床計619床の病院および生徒定員120名の看護学校を運営されております。

現在、約1,000台数程度の駐車場を所有されておりますが、いまだ不足していることから、駐車場区画の拡張にむけて、引き続き土地交渉されてきたところ、今回、話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、先ほど説明した、議第7号番号1番で説明した通り、昨年9月に農地転用許可を得た、西側の田と一体的な利用をされます。

申請地は、40cm程度の盛土を行い、高低差が生じる東側には、擁壁を設置し土留め工とされます。

雨水排水につきましては、南西に新設する雨水枡から、南側水路へ放流されます。

隣接地は、田・河川・水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、街区の宅地化率が40%を超えている第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、矢橋町にて不動産を営む譲受人が、露天資材置場として、譲渡人の所有する新堂町地先の田1筆1,040㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は、湖南地域一帯を拠点としており、本拠である草津市内での資材置場の設置を検討されていたところ、申請地の所有者と話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、西側の道路高に合わせるように、30cm程度盛土を行われま

す。

高低差が新たに生じる、北側、東側、南側の一部に土留め工として擁壁を設置されます

雨水排水は、浸透式で対応されますが、余剰水は敷地勾配をつけ、西側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・畑・宅地・雑種地・道路であり、農地の所有者からは、隣地同意を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上3件、添付書類等確認いたしましたますが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番

推進委員さんと現地確認をいたしました。事務局から説明がありましたとおりでございます。特に問題はないと考えますので、ご審議よろしく願いいたします。

会長

2番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番

4番推進委員さんと現地確認をいたしました。事務局から説明がありましたとおりでございます。問題はないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

会長

3番の案件につきましては、議席番号7番委員をお願いします。

7 番 事務局から説明がありましたとおりでございます。現地確認を行いました  
が何の問題もございませんでした。ご審議よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、  
挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願い  
いたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。ただいま議題となっております議第 8 号「農地法第 5 条  
第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番から 3  
番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いしま  
す。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し許可する  
ことについて」番号 1 番から 3 番までの案件は原案のとおり決定いたしまし  
た。

会長 次に、日程第 6 議第 9 号「草津市農地利用最適化推進委員選任の手続き等  
に関する規程の改正につき、議決を求めることについて」の案件を議題とし、  
事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第 9 号草津市農地利用最適化推進委員選任の手続き等に関する規定の改  
正につきまして説明させていただきます。議案書 7 ページをご覧ください。  
昨年の選任意向、議案書資料にありますように老上区域の中で、プリムタ  
ウンという土地区画整理事業が行われまして、そこに住居表示がされました。  
南草津プリムタウンの 1 丁目から 4 丁目ということで住所が付されてお  
ります。最適化推進委員につきましては、各区域から選任されているという形  
となっております。老上区域の中に今まではプリムタウンが入っておりませ  
んでしたので、そこを付け加えるということでございます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。これより、質疑に入ります。

ただいま事務局からの説明について、ご発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第9号「草津市農地利用最適化推進委員選任の手続き等に関する規程の改正につき、議決を求めることについて」の案件は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第9号「草津市農地利用最適化推進委員選任の手続きに関する規程の改正につき、議決を求めることについて」の案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第10号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、議席番号3番 杉江善博委員は、当事者でありますため、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をしていただきます。

では、議席番号3番 杉江善博委員は退席を願います。

(委員 退席)

会長 それでは、議第10号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて】(案)の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 それでは、議第9号農用地利用集積等促進計画(案)について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を求めるものです。

1ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます

す。左上を御覧いただきまして、今回は全体で21筆、計24,390㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。内訳といたしましては、田が、20筆で面積は23,703㎡、畑が、1筆で面積は687㎡です。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は800筆、面積は1,287,510.34㎡となっております。内訳といたしましては、田が774筆で、1,269,625.34㎡、畑が26筆で、17,885㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が4筆、3年以上6年未満が4筆（うち3年が0筆）、6年以上9年未満が0筆、9年以上12年未満が13筆、計21筆です。農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和6年3月29日公告予定の、農用地利用集積等促進計画の内容についての説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第10号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。よって、議第10号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

審議が終了しましたので議席番号3番 杉江善博委員の入場を認めます。

(委員 再入室)

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたも

のと認めます。

閉会 15時05分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和6年2月9日

会 長 中瀬 康夫 \_\_\_\_\_

署名委員 我孫子 利和 \_\_\_\_\_

署名委員 堀 裕子 \_\_\_\_\_